

告 示

埼玉県告示第千二百四十八号

川口市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）

第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

川 口 市	調査を行った 者 の 名 称	調査を行った 時 期	成 果 の 名 称	地 調査を行った 区	年 認 月 日 証
令 和 四 年 度			街区境界調査 図二十五枚 街区境界調査 簿一冊	中央五地区（栄 町一丁目、本町 二丁目）	令 和 五 年 十 月 二 四 日